

令和四年三月二十二日付け広島県報（号外）第十二号に登載の広島県条例第十九号の一部を次のように訂正する。

健康福祉局障害者支援課長

箇所	正	誤
目次	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例